

仕 様 書

1. 件名 令和8年度自動車1台賃貸借（その2）

2. 概 要

本件は、九州地方整備局西之表港湾事務所の人員及び荷物を乗せての監督用車両として種子島島内及び馬毛島島内において使用するために、自動車1台を賃貸借するものである。

3. 賃貸借期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

4. 受渡場所 鹿児島県西之表市西之表16314-6 西之表港湾事務所駐車場

5. 車両仕様

乗車人員5名以上、変速装置はオートマチックとすること。

使用燃料は軽油であること。

また、装備については、標準装備に、下表の特別仕様を付属するものとする。

品 名	数量
エアバッグ（運転席+助手席）	1 式
カーナビケーションシステム	1 式
フロアマット	1 式
パワーウィンドウ	1 式
パワードアロック	1 式
停止表示板	1 式
スペアタイヤ又はタイヤパンク修理キット	1 式
標準工具	1 式

6. 自動車重量税等

自動車重量税、自動車取得税等並びに自動車損害賠償責任保険料及び任意保険料等の自動車の購入及び維持のために必要となる一切の費用については、賃貸人の負担とし、保険証の写しを提出するものとする。なお、任意保険については以下の保険に加入すること。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 対人賠償保険 | 無制限 |
| (2) 対物賠償保険 | 1,000万円まで |
| (3) 車両保険 | 時価まで |
| (4) 人身傷害補償 | 3,000万円まで |
| (5) 免責 | 0円 |

7. 代替車両

賃貸借中における車検、消耗部品等の交換・補充、修理等で当該車両が使用出来ない場合は、同等程度の代替車両を用意するものとする。

8. 賃貸借料には下記の費用を含むものとする

- (1) 税金、保険料ならびに自動車検査登録に係る一切の費用
- (2) 法定点検整備費用
- (3) 6の代替車両にかかる経費
- (4) 当局の通常使用により必要となる油脂類（主燃料を除く）、消耗部品等の交換・補充、通常使用により発生した車両不具合等の修理費用
- (5) 上記検査・点検・交換・補充及び修理時等の賃貸借場所までの引取・納車にかかる費用

9. 検査及び支払

毎月月末に適合した給付がなされていることを検査職員が検査し、1ヶ月分をまとめて翌月以降支払うものとする。

10. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 賃貸人において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により賃借人に報告しなければならない。

- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

- (4) 賃貸人において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、賃借人と協議しなければならない。

11. その他

本仕様書に定めのない事項または、本仕様書に記載事項について疑義を生じた場合は双方協議のうえ決定する。